

# 渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉

## 施設利用案内

### ◆ 利用について

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉は、男女平等および多様性を尊重する社会の推進を目的とし、学習や活動をする、区内在住、在勤、在学の方で構成される団体や個人が利用できます。会議室、和室、印刷室は、利用に先立ち団体登録が必要です。

### ◆ 開館時間および休館日について

開館時間… 午前 9 時から午後 9 時（日曜日は午後 5 時まで）

休館日… ①月曜日

②毎月第 3 日曜日

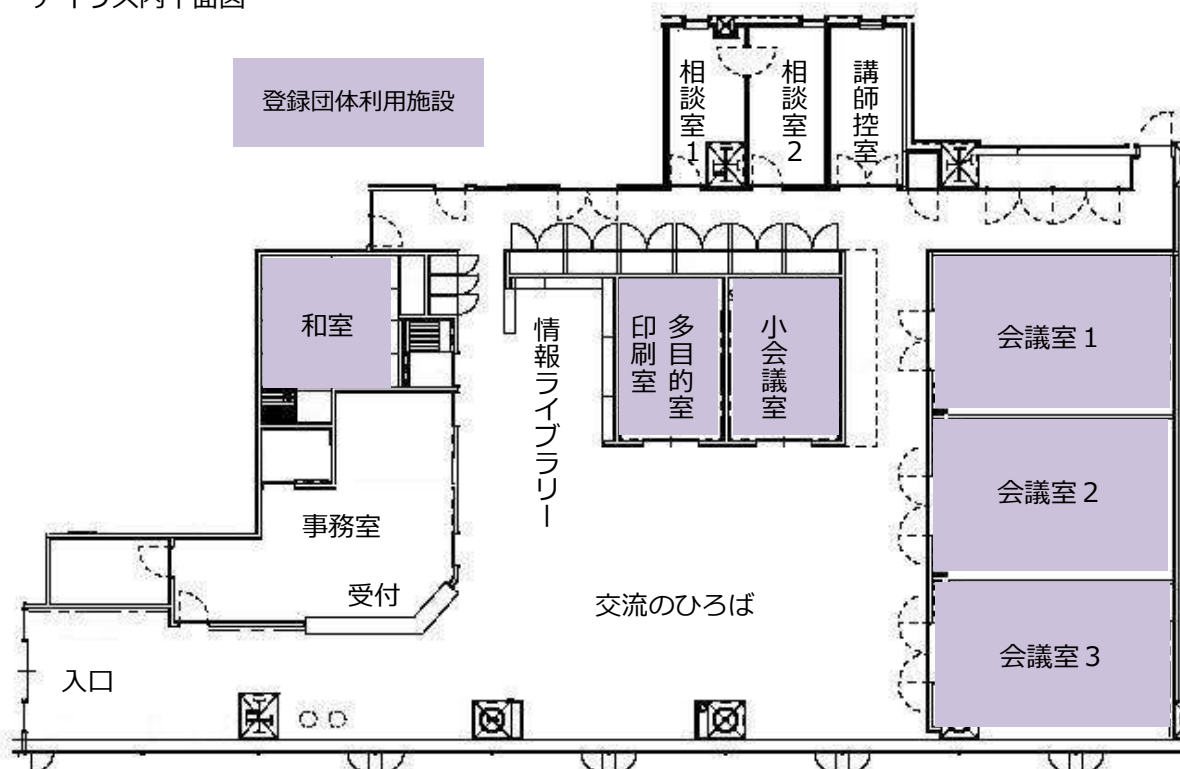
③国民の祝日の翌日

④年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

I. 施設概要	1
II. 団体登録について	2
III. 施設使用申請について	3
IV. 施設使用について	5
V. 男女平等・多様性社会推進について	6

## I. 施設概要

### 1. アイリス内平面図



### 2. 施設の種別

#### (1) 団体利用施設

施設名	定員 (人)	付帯設備等
会議室 1	18	机 (9)、椅子 (18)、ホワイトボード、スクリーン
会議室 2	18	机 (9)、椅子 (18)、ホワイトボード
会議室 3	16	机 (8)、椅子 (16)、ホワイトボード
和室	12	机 (6)、座布団 (12)、ホワイトボード
小会議室	8	机 (4)、椅子 (8)、ホワイトボード、軽調理器具
印刷室		輪転機、裁断機、紙折り機、シュレッダー、複写機

※ 会議室 1,2,3 は間仕切りを開けると大きな会議室として使用できます。


※ 会議室を使用する際、同時に講師控室、AV機器（マイク、DVDプレーヤー、カセットデッキ、スピーカー）、プロジェクター、テレビ、コンパクトオーディオ等の貸出しが可能です。ただし、各設備先着1団体のみとなります。

#### (2) 個人利用施設

施設名	定員 (人)	付帯設備等	使用目的
交流のひろば	20	机 (5)、椅子 (20)	学習、交流、作業
情報ライブラリー	6	机 (1)、椅子 (6)	学習、書籍等の閲覧

※ 個人利用施設は予約また大人数での会議等はできません。

※ 個人利用施設での飲食はできません。

 登録団体及び情報ライブラリー登録者向けに Wi-Fi（無線 LAN）の提供をしています。

## Ⅱ. 団体登録について

### 1. 団体登録の要件

団体登録ができるのは次の要件を備える団体です。

- (1) 男女平等及び多様性を尊重する社会の推進を目的とする団体であり、そのための事業を実施、また計画があること。
- (2) 渋谷区在住、在勤、在学の人を主体とする5人以上で構成される団体であって、団体の代表者が在住、在勤、在学のいずれかに該当すること。
- (3) 営利活動を目的としないものであること。

### 2. 団体登録の申請

登録に必要な申請書類は渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉事務室受付に用意しています。

#### (1) 団体登録申請書

#### (2) 添付書類

- ① 団体規約（会則）
- ② 団体構成員名簿 ※渋谷区に在勤、在学として登録の場合はその名称、所在地も併記
- ③ 団体の年間活動計画書
- ④ 団体の活動内容について

上記すべてを揃え、本人確認ができる書類（運転免許証、社員証、健康保険証など公的な証明書）を持参の上、登録手続きには必ず代表者がお越してください。その際、書類内容に不備または不明な点がある場合は代表者にヒアリングをさせていただきます。

### 3. 減額団体登録の申請

登録団体として認められた団体で、構成員の2分の1以上が区内在住者で構成される団体は、減額団体として申請することにより、使用料が半額相当に減額されます。

#### (1) 減額団体申請書

#### (2) 提示書類

団体登録申請に添付の②団体構成員名簿にて区内在住者とした構成員すべての方の在住を証明できる書類（運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証等）コピー可

### 4. 団体登録証の交付

提出された団体登録申請書の内容を審査し、申請から10日程度で団体登録の可否を決定し、代表者に通知いたします。登録の要件に適合していると認められた団体には、団体登録証を交付します。なお登録の内容に虚偽の記載があった場合、登録を取り消させていただく場合があります。

### 5. 団体登録証の有効期限

登録の有効期間は2019～2020年度の2年間です。ただし年度の途中で登録した場合の有効期限も、2021年3月31日までとします。

### 6. 登録事項変更届

登録団体は、登録事項（団体名、構成員、代表者、住所、電話、勤務先等）に変更が生じたときは、すみやかに登録事項変更届を受付窓口に提出してください。

### 7. 登録の辞退等の取扱い

登録の辞退等の取扱いは次のとおりです。

- (1) 団体登録を辞退する場合は、辞退届を受付窓口に提出してください。
- (2) 登録団体が登録の要件に該当しないと認められたとき、また条例に違反して施設を利用したとき、他の利用者の迷惑になる行為等を認められたときは、登録を取り消すことがあります。

### Ⅲ. 施設使用申請について

#### 1. 施設使用申請のしかた

- (1) 団体登録証を持参し、施設使用申請書を提出した後、施設使用承認書を受けてください。  
施設使用申請の受付時間は午前 9 時から閉館時間の 30 分前までです。
- (2) 電話による仮予約も受け付けます。なお、仮予約の有効期間は 7 日間。有効期間を過ぎた場合は予約を取り消します。
- (3) 複数団体で使用希望が重複した場合は、先着順（その時点で、即時申請手続きが可能な団体を最優先）とします。  
※ 申請開始日の午前 9 時の時点で来館による申請者の使用希望が重複する場合は、抽選により決定します。その場合、電話による仮予約は決定までお受けできないことがあります。
- (4) 施設使用申請は、代表者もしくは団体の構成員として登録している方が行ってください。  
※ 当日の使用責任者に代表者もしくは団体の構成員以外になることはできません。

#### 2. 申請期間

- (1) 使用日の 3 ヶ月前の同日から前日までとします。  
※ 3 ヶ月前の同日が休館日の場合は翌開館日からとなります。

#### 3. 使用料の支払い

- (1) 使用承認を受けた団体は、すみやかに施設使用料をアイリスに納めてください。承認時に使用料を納付できない場合は、承認日の翌日から 7 日間以内に納付してください。
- (2) 既に収めた使用料は、原則お返しできません。

#### 4. 使用時間区分および使用料

区分 施設名	午前 9 : 00 ~ 12 : 00	午後 13 : 00 ~ 17 : 00	夜間 18 : 00 ~ 21 : 00
会議室 1	900 円 (400 円)	1200 円 (600 円)	1200 円 (600 円)
会議室 2	900 円 (400 円)	1200 円 (600 円)	1200 円 (600 円)
会議室 3	900 円 (400 円)	1200 円 (600 円)	1200 円 (600 円)
和室	500 円 (200 円)	600 円 (300 円)	600 円 (300 円)
小会議室	500 円 (200 円)	600 円 (300 円)	600 円 (300 円)

- ※ 同室を時間区分連続して使用する場合は、区分間も使用することができます。
- ※ 括弧内は減額後の使用料です。
- ※ 使用料のお支払いはなるべく釣り銭のないようにご用意をお願いします。

#### 5. 付帯設備および備品の貸出について

会議室の使用申請と同時に申し込んでください。ただし各設備先着 1 団体のみ。貸出しは無料。

- (1) AV機器（マイク、DVDプレーヤー、カセットデッキ、スピーカー）、プロジェクター  
テレビ（DVD/ブルーレイ再生可能）、コンパクトオーディオ（CD/USB/SDカード）
- (2) 軽調理器具 ※食育などの学習にご使用いただけます。
- (3) 講師控室

#### 6. 施設使用申請の取消しおよび変更

- (1) 使用申請の取消しをする場合は、使用承認書を添えてアイリスへ届け出てください。その場合、使用料の返金はできません。
- (2) 使用料お支払い後の使用日時の変更（※）は、使用申請日から 30 日以内かつ使用日の前日までに、1 回に限り受け付けます。変更をお電話にて受け付けることはできません。ご来館の上、使用承認書と領収証を添えて変更を申し出てください。その際、使用料に変更が生じる場合

は不足額をお支払いいただきます。この不足額は手続き時にお支払いください。なお、過払い分はお返しできません。

※ やむをえず日程を変更せざるを得ない場合の対応です。なるべく変更のないように日程をきめてから申請をしてください。

## 7. 施設使用承認の取消し等

次に該当する場合は、使用承認の取消しまたは、使用を停止することがあります。

- (1) 使用目的または使用条件に違反したとき。
- (2) 条例またはこの規則の規定に違反したとき。

※ 管理上、支障があるとき、使用内容、目的等が申請と異なる場合や虚偽の記載があった場合、その他施設の運営上支障があると認められる場合、使用承認の取消し、もしくは使用の中止を命じる場合があります。その結果、何らかの損害が生じる場合があっても当施設ではその責任を負いません。

**使用承認を受けた権利を他人に譲渡、転貸することはできません。**

## 8. 登録内容に変更があった際の施設使用料の取り扱い

- (1) 施設使用申請を行った時点で減額登録団体であっても、実際に施設を使用する日に減額対象でなくなった場合は、施設使用日当日に当該施設使用料から減額を受けて既に収めている使用料を引いた額をお支払いください。
- (2) 施設の使用を取りやめる場合は、上記の差額を収める必要はありません。
- (3) 施設使用日に減額登録団体であっても、施設使用申請を行った時点で登録団体として減額を受けずに既に収めている使用料はお返しできません。

## 9. 申請から使用までの流れ

	開始日		期限	手順および※注意事項
使用申請 (仮予約)	使用日の3ヶ月前の同日 ※休館日の場合は翌開館日	⇒	使用日の前日までに申請	受付に施設使用申請書を提出 ※仮予約から7日以内に申請がないと自動的に取消し。
使用料支払い	申請時	⇒	申請日から7日以内に支払い	施設使用承認書を受け、使用料を支払い ※なるべく釣り銭のないようご用意をお願いします。
使用の取消し	※施設の有効活用のため、使用を取消す場合は早めにご連絡をお願いします。	⇒	申請日から30日以内かつ使用日の前日までに1回に限る	使用承認書を返却 ※支払い済の使用料はお返しできません。
変更				変更元の使用承認書と領収証を持参の上、受付に変更後の施設使用申請書を提出 ※書類が揃っていないと変更手続きはできません。
使用日				受付に使用承認書を提出 利用連絡票を受け使用 ※時間区分内に準備および片付けの時間も含まれます。

## IV. 施設使用について

### 1. 会議室、和室の使用について

- (1) 施設使用承認書を受付に提出、利用連絡票を受け使用開始してください。
- (2) 施設使用の準備および片付けは使用者が行ってください。これらの時間も使用時間に含まれます。使用後は利用連絡票に所要事項を記入し、すみやかに職員に連絡の上、点検を受けてください。
- (3) 施設内の机、椅子、ホワイトボード等の備品は、使用後所定の場所に戻してください。
- (4) 大きい音を出すなど、他の利用者への影響がでる行為は慎んでください。また構造上、会議室の遮音性には限界がありますのでご承知おき願います。
- (5) 催し物で会員以外の方の参加を募る場合は、申請時にお申し出ください。なお、チラシ、ホームページのコピー等がありましたらご提出願います。広報宣伝等は登録団体名を使用し、問合せ先は団体の事務所もしくは代表者および団体の構成員としてください。
- (6) 施設内の壁、扉、窓等、また設置備品等にのりや粘着テープ、画鋲等を使用しないでください。看板等を希望される際はご相談ください。
- (7) のどを潤す程度の飲み物を除き、原則飲食は禁止です。飲み物は水筒やペットボトルなど蓋のできる入れ物でお願いします。
- (8) 小会議室の軽調理器具を使用して食育サンプル作成や、時間区分連続で使用する場合等、会議室内での飲食を希望する場合は、申請時にご相談ください。

### 2. ロッカー

登録団体に対し、所定の手続きによりロッカーを無料で貸出しています。募集は団体登録の切替え時に一斉に行い、貸与期間は団体の登録期間と同じとします。利用希望が貸与数を越える場合は、アイリスの運営および事業への協力団体を優先し、貸与を決定します。

- (1) 貸与個数 40 個
- (2) 形状 内寸：幅 320mm×高 590mm×奥 380mm 中板 1 枚 鍵つき

### 3. 個人での利用

- (1) 来館者は、受付にて利用の目的を記載してください。
- (2) 個人利用のできる範囲は下記のとおりです。
  - ① 交流のひろば
  - ② 情報ライブラリー（図書、行政資料）

※図書の貸出しには、登録が必要となります。登録できるのは、渋谷区在住、在勤、在学、または登録団体の構成員の方です。

### 4. 災害、事故発生への対応

災害や緊急事態の発生などの場合に備え、避難通路を確認しておいてください。災害等の不可抗力で催し物等が延期、中止になった場合でも、講師、参加者等に生じた事故、損失等の責任は施設では負いかねますので、予めご了承ください。

### 5. 損害の賠償

施設、備品等を損傷、紛失した場合には弁償していただきます。

### 6. その他注意点

- (1) 渋谷区文化総合センター大和田には一般用の駐車場はありません。ご来館の際は、公共の交通機関等をご利用ください。
- (2) 施設を利用の際に出たゴミはすべてお持ち帰りください。
- (3) 敷地内および館内での飲酒、喫煙は厳禁です。

## V. 男女平等・多様性社会推進について

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉は、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例において、渋谷区における男女平等と多様性を尊重する社会を推進するための拠点施設として設置されています。

男女平等および多様性を尊重する社会の推進を目的とし、学習、活動をしている登録団体と協働して事業等を企画、運営していますので、ご協力をお願いします。

### ◆ 団体をはじめとする利用者に協力をいただきたいアイリスの事業など

#### (1) 渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉利用者交流会

登録団体や個人相互の理解を深め、学習や活動のつながりを目的とし開催します。

また、センターに対し、建設的なご意見をいただく機会でもあります。

#### (2) アイリス講座

誰もが互いを認め合い、多様な生き方を選択できる社会を実現するために、人権の尊重やエンパワーメント等、男女平等と多様性推進の視点をテーマとした講座を開催しています。

講座の企画から区民に参加していただくなど、様々な形で行っています。

#### (3) しぶやフォーラム実行委員会

毎年、渋谷区としぶやフォーラム実行委員会の共催で、男女平等と多様性社会の実現をめざし、「しぶやフォーラム」を開催します。年度毎にしぶやフォーラム実行委員を募集しています。

#### (4) 渋谷男女平等・ダイバーシティセンター運営委員会

センターの円滑かつ適正な運営を行うため、センターの有効利用に関する事、センターの諸事業の計画推進に関する事を審議する機関です。

各種事業への積極的なご参加をお待ちしています。

注：本文中にある条例とは、渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉条例のこと。

## 交通アクセス

徒 歩： 渋谷駅から5分

バ ス： ①ハチ公バス 恵比寿・代官山循環夕やけこやけルート  
バス停…文化総合センター大和田 (4-3) (31-2)  
②大和田シャトルバス (渋谷駅ハチ公口—大和田) 直行  
バス停…文化総合センター大和田

地 図：



※ 車でお越しの方は、周辺の一般コインパーキングをご利用ください。

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉

〒150-0031 渋谷区桜丘町 23 番 21 号

渋谷区文化総合センター大和田 8 階

電話：03-3464-3395

FAX：03-3464-3398

大和田 HP：[http://www.shibu-cul.jp/other#link\\_other01](http://www.shibu-cul.jp/other#link_other01)

2019年1月